

◎新潟県告示第148号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和3年2月9日

新潟県新潟地域振興局長

- 1 解除に係る保安林の所在場所
新潟県新潟市西蒲区角田浜字前原1581の1
- 2 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅